様式第一号　（平21内府令５・全改、平23内府令10・令元内府令２・一部改正）

【セグメント情報】

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第　四半期連結累計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当第　四半期連結累計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

前第　四半期連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当第　四半期連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

2．報告セグメントごとの資産に関する情報

3．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

4．報告セグメントの変更等に関する事項

5．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（記載上の注意）

1．この様式において「事業セグメント」とは、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意１．に規定する事業セグメント（同記載上の注意２．により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。

2．この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意３．に規定するもの（同記載上の注意４．及び５．により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意５．中「連結損益計算書」とあるのは、「四半期連結損益計算書」と読み替えるものとする。

3．「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。なお、前四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に係る「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」については、省略することができる。

⑴　報告セグメントごとの利益又は損失

⑵　報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

①　外部顧客への売上高

② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高

4．3．において、⑵①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。

5．「2．報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象がある場合（前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「1．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

6．「3．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「1．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

7．6．において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

8．「4．報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があった場合において、次の⑴から⑸までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

⑴ 連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意3．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合　その旨並びに四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

⑵ 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合　その旨並びに前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当四半期連結累計期間について前連結会計年度の区分方法により作成した情報）

⑶ 事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合　そ

の旨、変更の理由並びに当該変更が四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

⑷　第二・四半期連結会計期間以降において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った場合　第二・四半期連結会計期間以降に変更した旨及びその理由

⑸　前連結会計年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行っており、かつ、前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間と当四半期連結会計期間との間において、これらの事項に相違がみられる場合　その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項

９．８．において、⑴から⑷までに掲げる場合に該当するときは、当該変更を行った四半期連結会計期間に係る連結会計年度に属する四半期連結会計期間において、それぞれの場合に定める事項を継続して記載すること。

10.「４．報告セグメントの変更等に関する事項」には、８．に定める事項のほか、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。

11.「５．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。

⑴　固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合　その概要

⑵　のれんの金額に重要な変動が生じた場合　のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要

⑶　重要な負ののれん発生益を認識した場合　重要な負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要

12. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。